

出 向 協 定 書

国立大学法人滋賀医科大学（以下「甲」という。）と（仮称）独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター（当該センターが設置されるまでの間は、独立行政法人国立病院機構滋賀病院（以下「乙」という。））は、甲から乙への出向者（以下「丙」という。）の取り扱いについて以下のとおり協定を締結する。

（出向の定義）

第1条 本協定でいう「出向」とは、甲乙協議の上、甲の職員である丙が甲に在籍のまま甲の命により、法人格を異にする乙の業務に一定期間従事することをいう。

2 乙は、国家公務員法及び国家公務員退職手当法に基づき丙を常勤職員として採用する。

（出向協定期間）

第2条 本協定の期間は、平成22年10月1日から平成26年3月31日までとする。

2 甲および乙は、平成22年6月18日締結の寄附講座の設置に関する協定書第5条第2項の規定による期間の満了後、丙の取り扱いについて、同協定書第10条の趣旨に沿ってその詳細を改めて協議する。

（勤務）

第3条 丙は、出向期間中、乙の指揮命令に従って乙の業務に従事する。

2 乙は、教育研究活動を目的とする寄附講座の主体性に配慮し、丙は、甲から乙への要請に基づいて甲において診療、教育研究活動を行うことを乙が承認した場合は、週1日以内の範囲で当該活動を実施できる。

3 丙の出向期間は、甲の勤続年数に通算する。

4 丙の出向期間を変更するときは、変更予定日の少なくとも1ヶ月前までに、甲乙協議の上決定し、丙に速やかに通知する。

5 丙の乙における就業時間、休日等の勤務条件ならびに服務規律に関する取り扱いは、乙の就業規則等による。

6 丙の甲における年次有給休暇日数については、乙の規程に基づき残日数を承継することができる。

(懲戒)

第4条 丙が乙において、懲戒事由に該当するときは、次項に該当する場合を除き乙の就業規則に基づいて取り扱う。

2 丙が乙において、乙の就業規則による懲戒免職及び停職に該当するときは、甲乙協議の上、取り扱いを決定する。

(労働条件変更等の連絡)

第5条 乙は、丙に関わる人事および労働条件を変更しようとするときには事前に甲に連絡しなければならない。

(給与支給の原則)

第6条 給与の取り扱いは、乙の規程に基づき乙が丙に支給する。

(通勤手当支給の原則)

第7条 通勤手当の取り扱いは、乙の規程に基づき乙が丙に支給する。

(出張旅費等)

第8条 丙が、乙の業務の必要により出張する場合の旅費の支給は、乙の規程に基づき乙が丙に支給し、甲の業務の必要により出張する場合の旅費の支給は、甲の規程に基づき甲が丙に支給する。

2 丙の出向による赴任の費用（旅費・赴任手当・移転料等）は、乙の規程に基づき乙が丙に支給する。

(社会保険の付保)

第9条 社会保険について、共済短期、共済長期を乙において付保し、それらの事業主負担金は乙が負担する。

(教育研修)

第10条 丙に対する研修は、乙の命令によるものについては乙の裁量で行い、その費用は乙が負担する。甲の事情によるものについては甲の裁量で行い、その費用は甲の負担とする。ただし、丙の参加は予め乙の承認を得なければならない。

(福利厚生)

第11条 丙に対する福利厚生については、原則として乙の制度を適用し、その費用は乙が負担する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項および本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度、誠意をもって協議の上、取り扱いを決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

平成22年10月1日

(甲) 国立大学法人滋賀医科大学長

馬場忠雄 印



(乙) 独立行政法人国立病院機構滋賀病院長

井上修平 印

